

許可番号

10812043826

産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県青森市大字駒込字深沢5番地303

有限会社ローズリー資源 代表取締役 田中桂子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森市長

小野寺 晃彦



許可の年月日 平成 28 年 11 月 21 日

許可の有効年月日 令和 3 年 11 月 20 日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無

有り（汚泥（廃乾電池に限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類に限る。）

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずがれき類（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類に限る。）、水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管に限る。）を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地		廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ
青森県青森市大字駒込字深沢5番303号	A-1	廃油	5.5 m ²	200 L	屋内容器保管
	A-2	廃酸	2.5 m ²	35 L	屋内容器保管
	A-3	廃アルカリ	2.5 m ²	35 L	屋内容器保管
	A-4	ゴムくず	0.81 m ²	0.08 t	屋内保管
	A-5	繊維くず	0.81 m ²	0.019 t	屋内保管
	A-6	廃プラスチック類、金属くず	9.35 m ²	6.54 t	屋内保管
	A-6②	汚泥及び金属くずの混合物（廃乾電池に限る。）	1 m ²	1 t	屋内容器保管

(第2面に続く)

(第2面)

青森県青森市大字駒込 字深沢5番303号	A-7	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	32.17 m ²	32.17 t	屋内 保管
	A-8	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの混合物 (廃蛍光管に限る。)	22.5 m ²	2.688 t	屋内 保管
	A-10	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)	4 m ²	1.2 t	容器 保管
青森県青森市大字駒込 字深沢5番278号	A-13	廃プラスチック類	29 m ²	12 t	2 m
青森県青森市大字駒込 字深沢5番303号	A-15	がれき類	57 m ²	145 t	2.5 m
	A-16	廃プラスチック類 (廃タイヤに限る。)	10 m ²	7 t	屋内 保管
	A-18	混合物 (廃プラスチック類 木 くず ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず 紙く ず)	237.6 m ²	77 t	3.3 m
	A-19①	繊維くず ゴムくず 金属く ず)	45.42 m ²	11.8 t	屋内 保管
	A-19②		45.42 m ²	11.8 t	屋内 保管
	A-20	特定家庭用機器産業廃棄物	6.33 m ²	6.33 t	容器 保管
青森県青森市大字駒込 字深沢5番303号	A-22	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	18.8 m ²	32 t	2.5 m
	A-23	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	4 m ²	4 t	容器 保管

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 11 月 21 日 新規許可
 平成 13 年 9 月 28 日 変更許可
 平成 19 年 3 月 26 日 書換え
 平成 19 年 3 月 26 日 更新許可
 平成 20 年 6 月 17 日 書換え
 平成 21 年 11 月 30 日 書換え
 平成 21 年 11 月 30 日 変更許可
 平成 23 年 9 月 21 日 書換え
 平成 24 年 6 月 5 日 書換え
 平成 24 年 6 月 5 日 更新許可
 平成 25 年 11 月 25 日 書換え
 平成 26 年 9 月 24 日 書換え
 平成 27 年 8 月 3 日 書換え

(第3面に続く)

(第3面)

平成 27 年 11 月 26 日 書換え

平成 28 年 11 月 21 日 更新許可

平成 29 年 5 月 24 日 積み替え又は保管を行う全ての場所の所在地等の廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (A-7)、特定家庭用機器産業廃棄物 (A-20) を変更し、混合物 (廃プラ、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず) (A-21) を削除して書換え

平成 29 年 8 月 7 日 積み替え又は保管を行う全ての場所の所在地等廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (A-7)、特定家庭用機器産業廃棄物 (A-20) を変更し、混合物 (廃プラ、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず) (A-21) を削除して書換え

平成 30 年 5 月 15 日 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地等の廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (A-8) について保管面積及び保管上限を変更し、廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (A-8②) を削除し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 27 年政令第 376 号) が平成 29 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、取り扱う産業廃棄物の種類に、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う旨明示し書換え

平成 30 年 11 月 13 日 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地等の「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (A-22)」について、所在地を変更して書換え

令和 2 年 9 月 1 日 積み替え又は保管を行う全ての場所の所在地等の「混合物 (廃プラスチック類 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 紙くず 繊維くず ゴムくず 金属くず) (A-18)」について面積、保管上限、高さを変更、「混合物 (廃プラスチック類 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 紙くず 繊維くず ゴムくず 金属くず) (A-18②)」を追加して書換え

令和 3 年 7 月 13 日 積み替え又は保管を行う全ての場所の所在地等の「混合物 (廃プラスチック類 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 紙くず 繊維くず ゴムくず 金属くず) (A-18②)」の削除、「廃プラスチック類 (A-13)」及び「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (A-22)」について面積、保管上限、高さを変更、「がれき類 (A-15)」について所在地、面積、保管上限、高さを変更して書換え

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有り

(以下余白)